

(別添1)

令和5年5月18日
国家公安委員会
警察庁長官

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警察庁内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察に勤務する警察官及び技官のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表又は専門スタッフ職俸給表（3級に限る。）の適用を受けるもの。

- (1) 警察官は、令和5年9月30日時点で「51歳から59歳まで」のもの。
- (2) 技官は、令和5年9月30日時点で「58歳又は59歳」のもの。

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和5年9月30日（土）までに定年に達する職員
- (4) 令和5年5月22日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年5月22日（月）から令和5年7月21日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月間）

令和5年5月22日（月）午前9時30分から
令和5年7月21日（金）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和5年6月19日（月）から令和5年9月30日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的

(別添 1)

な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 5 年 8 月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(以下「応募取下げ申請書」という。)を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警察庁長官官房人事課長 [REDACTED]

警電: [REDACTED]

加入: [REDACTED]

(メールアドレス)

P-WAN: [REDACTED]

E=MAIL: [REDACTED]

(郵送宛先)

100-8974

東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号

警察庁長官官房人事課長 (早期退職募集関係)

(別添 2)

令和 5 年 11 月 21 日
国家公安委員会
警察庁長官

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警察庁内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察に勤務する警察官及び技官のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の指定職俸給表又は専門スタッフ職俸給表（3 級に限る。）の適用を受けるものの。

(1) 警察官は、令和 6 年 3 月 31 日時点で「51 歳から 59 歳まで」のもの。

(2) 技官は、令和 6 年 3 月 31 日時点で「58 歳又は 59 歳」のもの。

※ 法第 8 条の 2 第 3 項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。以下「令」という。）第 9 条の 6 の規定により、次の (1) から (4) のいずれかに該当する職員は応募することができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 令和 6 年 3 月 31 日（日）までに定年に達する職員

(4) 令和 5 年 11 月 27 日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 11 月 27 日（月）から令和 6 年 1 月 26 日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 2 か月間）

令和 5 年 11 月 27 日（月）午前 9 時 30 分から

令和 6 年 1 月 26 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和 6 年 1 月 4 日（木）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的

(別添 2)

な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙１の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること（郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。）。
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和６年２月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに、別紙２の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（以下「応募取下げ申請書」という。）を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること（郵送は不可）。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警察庁長官官房人事課長

警電：[REDACTED]

加入：

(メールアドレス)

P-WAN : [REDACTED]

E=MAIL : [REDACTED]

(郵送宛先)

1 0 0 - 8 9 7 4

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房人事課長（早期退職募集関係）

(別添3)

令和5年5月18日
国家公安委員会
警察庁長官

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警察庁内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察に勤務する警察官のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級（相当級を含む。）以上の適用を受ける職員（特定地方警務官を除く。）であって、令和5年9月30日時点で「58歳又は59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「令」という。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和5年9月30日（土）までに定年に達する職員
- (4) 令和5年5月22日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年5月22日（月）から令和5年7月21日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月間）

令和5年5月22日（月）午前9時30分から

令和5年7月21日（金）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和5年6月19日（月）から令和5年9月30日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙１の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること（郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。）。
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和５年８月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに、別紙２の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（以下「応募取下げ申請書」という。）を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること（郵送は不可）。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警察庁長官官房人事課人事総括企画官

警電：

加入：_____

(メールアドレス)

P-WAN : [REDACTED]

E=MAIL : [REDACTED]

(郵送宛先)

1 0 0 - 8 9 7 4

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房人事課長（早期退職募集関係）

令和 5 年 11 月 21 日
警 察 庁 長 官

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警察庁に勤務する事務官又は技官（外事通信職員及び情報通信職員を除く。）のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一） 7 級以上の適用を受ける職員（その官職が班長又は専門職であるものを除く。）であって、令和 6 年 3 月 31 日時点で「58 歳又は 59 歳」のもの

※ 法第 8 条の 2 第 3 項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。以下「令」という。）第 9 条の 6 の規定により、次の (1) から (4) のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 6 年 3 月 31 日（日）までに定年に達する職員
- (4) 令和 5 年 11 月 27 日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 11 月 27 日（月）から令和 6 年 1 月 26 日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 2 か月間）

令和 5 年 11 月 27 日（月）午前 9 時 30 分から

令和 6 年 1 月 26 日（金）午後 6 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙１の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること（郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。）。
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和６年２月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに、別紙２の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（以下「応募取下げ申請書」という。）を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること（郵送は不可）。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警察庁長官官房調査官

警電： [REDACTED]

加入： [REDACTED]

(メールアドレス)

P-WAN : [REDACTED]

E-MAIL : [REDACTED]

(郵送宛先)

1 0 0 - 8 9 7 4

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房調査官（早期退職募集関係）

(別添5)

令和5年6月1日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警視庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和5年8月28日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和5年8月28日(月)までに定年に達する職員
- (4) 令和5年6月22日(木)（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年6月22日（木）から令和5年7月19日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和5年6月22日（木）午前8時30分から

令和5年7月19日（水）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和5年8月18日（金）から令和5年8月28日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和5年8月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警視庁警務部理事官(人事担当) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)
[REDACTED]

(郵送宛先)

〒100-8929

東京都千代田区霞が関2丁目1番1号

警視庁警務部理事官(人事担当)(早期退職募集関係)

令和5年12月5日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

警視庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和6年2月19日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年2月19日（月）までに定年に達する職員
- (4) 令和5年12月8日（金）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年12月8日（金）から令和6年1月12日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和5年12月8日（金）午前8時30分から

令和6年1月12日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和6年2月9日（金）から令和6年2月19日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 6 年 1 月下旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

警視庁警務部理事官(人事担当) [REDACTED]

警電: [REDACTED]

代表: [REDACTED]

(メールアドレス)

[REDACTED]

(郵送宛先)

〒100-8929

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号

警視庁警務部理事官(人事担当)(早期退職募集関係)

令和 5 年 12 月 5 日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象となる職員

千葉県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（一）9 級以上の適用を受ける職員で令和 6 年 3 月 21 日時点で「59 歳」のもの

※ 法第 8 条の 2 第 3 項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。）第 9 条の 6 の規定により、次の (1) から (4) のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 6 年 3 月 21 日（木）までに定年に達する職員
- (4) 令和 5 年 12 月 20 日（水）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 12 月 20 日（水）から令和 6 年 1 月 19 日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 1 か月間）

令和 5 年 12 月 20 日（水）午前 8 時 30 分から

令和 6 年 1 月 19 日（金）午後 4 時 00 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和 6 年 3 月 14 日（木）から令和 6 年 3 月 21 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 6 年 2 月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

千葉県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電:

代表:

(メールアドレス)

(郵送宛先)

〒260-8668

千葉県千葉市中央区長洲 1 丁目 9 番 1 号

千葉県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

令和 5 年 12 月 5 日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象となる職員

三重県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（一）9 級以上の適用を受ける職員で令和 6 年 3 月 25 日時点で「59 歳」のもの

※ 法第 8 条の 2 第 3 項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。）第 9 条の 6 の規定により、次の (1) から (4) のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 6 年 3 月 25 日（月）までに定年に達する職員
- (4) 令和 5 年 12 月 8 日（金）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 12 月 8 日（金）から令和 6 年 1 月 16 日（火）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 1 か月間）

令和 5 年 12 月 8 日（金）午前 8 時 30 分から

令和 6 年 1 月 16 日（火）午後 4 時 00 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 25 日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙１の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること（郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。）。
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和６年２月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日（午後４時００分）までに、別紙２の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること（郵送は不可）。

6 本件に関する受付担当及び相談先

三重県警察本部警務部警務課人事管理室（人事担当）

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

$$\overline{T} \ 5 \ 1 \ 4 - 8 \ 5 \ 1 \ 4$$

三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部警務課人事管理室（早期退職募集関係）

令和 5 年 12 月 5 日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象となる職員

徳島県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（一）9 級以上の適用を受ける職員で令和 6 年 3 月 31 日時点で「59 歳」のもの

※ 法第 8 条の 2 第 3 項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。）第 9 条の 6 の規定により、次の (1) から (4) のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 6 年 3 月 31 日（日）までに定年に達する職員
- (4) 令和 5 年 12 月 18 日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 12 月 18 日（月）から令和 6 年 1 月 19 日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 1 か月間）

令和 5 年 12 月 18 日（月）午前 8 時 30 分から

令和 6 年 1 月 19 日（金）午後 4 時 00 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和 6 年 3 月 25 日（月）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙 1 の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和 6 年 2 月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後 4 時 00 分)までに、別紙 2 の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

徳島県警察本部警務部参事官兼警務課長

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

〒770-8510

徳島県徳島市万代町 2 丁目 5 番地の 1

徳島県警察本部警務部警務課長(早期退職募集関係)

令和5年12月5日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

愛媛県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和6年3月25日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年3月25日（月）までに定年に達する職員
- (4) 令和5年12月18日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年12月18日（月）から令和6年1月22日（月）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和5年12月18日（月）午前8時30分から

令和6年1月22日（月）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和6年3月8日（金）から令和6年3月25日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和6年2月中旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

愛媛県警察本部警務部警務課人事係

警電:

代表:

(メールアドレス)

(郵送宛先)

〒790-8573

愛媛県松山市南堀端町2-2

愛媛県警察本部警務部警務課人事係(早期退職募集関係)

(別添11)

令和5年12月5日
国家公安委員会

早期退職に係る募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象となる職員

高知県警察に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）9級以上の適用を受ける職員で令和6年3月22日時点で「59歳」のもの

※ 法第8条の2第3項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の6の規定により、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年3月22日（金）までに定年に達する職員
- (4) 令和5年12月11日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年12月11日（月）から令和6年1月12日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約1か月間）

令和5年12月11日（月）午前8時30分から

令和6年1月12日（金）午後4時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、募集の対象となる職員に対しただちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和6年3月15日（金）から令和6年3月22日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、職員に通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、別紙1の「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(以下「応募申請書」という。)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メール、郵送又は手交にて提出すること(郵送の場合は、募集の期間の末日の消印まで有効。)
- (2) 認定又は不認定後、その旨の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は令和6年2月上旬までに交付する予定。
 - ※ 不認定となる場合は以下のとおり。
 - ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日(午後4時00分)までに、別紙2の「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を下記受付担当宛てに電子メール又は手交にて提出すること(郵送は不可)。

6 本件に関する受付担当及び相談先

高知県警察本部警務部警務課人事係

警電：

代表：

(メールアドレス)

(郵送宛先)

〒780-8544

高知県高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部警務課人事係(早期退職募集関係)